

宮崎県スポーツ少年団功労賞実施要項

1 趣 旨

この表彰は、スポーツ少年団の健全育成に貢献し、その功績が顕著なものに対して行う。

2 表 彰

表彰は、表彰状を授与して行い、記念品を授与することができる。

3 推薦及び決定

- (1) 被表彰候補者の推薦は、本会及び本会の加盟団体が行う。
- (2) 表彰の審議、決定は、宮崎県スポーツ少年団常任委員会が行う。

4 対 象

- (1) 20年以上スポーツ少年団の運営又は指導等に取り組み、顕著な功績のある個人
- (2) 設立以来20年以上活動を続け、他の模範となるスポーツ少年団及び関係団体
- (3) 活動実績が20年未満で、上記(1)、(2)に相当する特に功績が顕著な個人、団体は考慮することができる。

5 表彰枠

- (1) 個人15名以内
- (2) 団体10団体以内